

納税カレンダー

納期はいつ？納税はお忘れなく

月	県税	市町村税	国税
4月		固定資産税・都市計画税 第1期 軽自動車税種別割	
5月	自動車税種別割、鉦区税	軽自動車税種別割	
6月	個人住民税（個人県民税）	個人住民税（個人市町村民税） 第1期（普通徴収分）	森林環境税
7月	産業廃棄物税	固定資産税・都市計画税 第2期	所得税・復興特別所得税（予定納税） 第1期
8月	個人事業税 第1期 個人住民税（個人県民税）	個人住民税（個人市町村民税） 第2期（普通徴収分）	森林環境税（※）
9月			
10月	個人住民税（個人県民税）	個人住民税（個人市町村民税） 第3期（普通徴収分）	森林環境税（※）
11月	個人事業税 第2期		所得税・復興特別所得税（予定納税） 第2期
12月		固定資産税・都市計画税 第3期	
1月	県民税株式等譲渡所得割 （1月10日） 個人住民税（個人県民税）	個人住民税（個人市町村民税） 第4期（普通徴収分）	森林環境税（※）
2月		固定資産税・都市計画税 第4期	
3月	地方消費税（個人事業者分）	事業所税（個人事業者分） （3月15日）	贈与税（3月15日） 所得税・復興特別所得税（3月15日） 消費税（個人事業者分）（3月31日）

毎月	県民税利子割（翌月10日） 県民税配当割（翌月10日） 県たばこ税 ゴルフ場利用税（翌月15日） 軽油引取税 個人住民税（個人県民税） （翌月10日：特別徴収分）	市町村たばこ税 鉦産税 入湯税 国民健康保険税 個人住民税（個人市町村民税） （翌月10日：特別徴収分）	所得税・復興特別所得税（源泉徴収分） （原則翌月10日） 酒税 たばこ税・たばこ特別税 揮発油税・地方揮発油税 石油石炭税・石油ガス税 航空機燃料税・国際観光旅客税 電源開発促進税 森林環境税（翌月10日：特別徴収分）
随時	法人県民税 法人事業税 地方消費税（法人分） 不動産取得税 自動車税環境性能割 狩猟税	法人市町村民税 事業所税（法人分） 軽自動車税環境性能割	法人税・地方法人税 消費税（法人分） 相続税 登録免許税、印紙税 自動車重量税 地方法人特別税 特別法人事業税

- ・納期限が、土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。
- ・住民税、固定資産税、軽自動車税種別割、入湯税、国民健康保険税などの市町村税の納期については、市町の条例により定められるので、市町により違う場合があります。
- ・個人住民税と合わせて森林環境税を納税することになります。
- （※）森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。